

山鳥坂ダム環境モニタリング委員会

規 約

平成20年7月 7日制定
平成23年3月18日一部改正
平成27年3月 3日一部改正
平成29年3月 2日一部改正
平成30年3月 2日一部改正
令和 3年3月 5日変更

(名 称)

第1条

本会は「山鳥坂ダム環境モニタリング委員会」（以下「委員会」という。）と称する。

(目 的)

第2条

委員会は、山鳥坂ダム建設事業の環境影響評価に基づく環境保全措置、事後調査等に関する事業者へ指導・助言を行うことにより、自然環境への影響の低減を図ることを目的とする。

(役 割)

第3条

上記目的を達成するため、以下の事項に関する指導・助言を行う。

- ①山鳥坂ダム建設事業環境影響評価に基づく環境保全措置、事後調査等について具体的手法、結果の分析・評価等に関する検討

(組 織)

第4条

1. 委員会は、別紙の7名の委員をもって構成する。
2. 委員長は委員の互選によって選出し、委員会を統括するものとする。
3. 必要に応じ、委員長の指名する委員を追加することができる。

(委員会)

第5条

委員会は、第2条の目的を遂行するために必要と認めた場合、別紙「山鳥坂ダム環境モニタリング委員会構成」以外の者の出席を求めることができる。

(委員の任期)

第6条

委員の任期は、原則として委嘱のあった日から、四国地方ダム等管理フォローアップ委員会のモニタリング部会設置の日までとする。

(事務局)

第7条

1. 委員会の事務局は、国土交通省四国地方整備局山鳥坂ダム工事事務所とする。
2. 事務局は委員の指示を受け、委員会の事務を行う。

(公開)

第8条

委員会は、原則公開とし、委員会資料及び議事録については公表する。
ただし、貴重種の位置情報等は貴重種保護の観点から非公開とする。

(雑則)

第9条

この規約に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(附則)

本規約は、令和3年4月1日から施行する。

山鳥坂ダム環境モニタリング委員会

構 成 (令和4年3月時点)

委員 (敬称略)

【委員】	石川 和男	松山東雲女子大学	名誉教授
【委員】	大森 浩二	愛媛大学	教授
【委員】	奥村 栄朗	元森林総合研究所	研究専門員
【委員】	酒井 雅博	元愛媛大学	教授
【委員】	松井 宏光	松山東雲短期大学	名誉教授
【委員】	三宅 洋	愛媛大学	教授
【委員】	森脇 亮	愛媛大学	教授

事務局

国土交通省 四国地方整備局 山鳥坂ダム工事事務所